



# 放課後子ども総合プラン延長時間の利用者負担の見直しについて

## 1 放課後子ども総合プランとは

児童館、児童センターや小学校の空き教室等を活用し、留守家庭の児童などが放課後等に安全で安心して過ごせる居場所を確保するとともに、多様な体験・活動の場を提供することを目的に、平成20年度から実施

留守家庭の児童のほか、希望児童（理由にかかわらず、利用を希望する児童）を全ての学校区（54校区）で受け入れることを目標として取組みを継続

(1) 利用対象者 市内小学校の 1年生から6年生

(2) 実施施設数、登録児童の状況

	令和2年度	平成20年度
プラン実施校区	54校区	4校区
実施施設数	90施設	61施設
児童館・センター	39施設	42施設
子どもプラザ（小学校内）	49施設	4施設
児童クラブ	2施設	15施設
登録児童数（a）	8,718人	5,250人
小学校児童数（b）	19,162人	22,418人
登録率（a/b）	45.5%	23.4%

希望児童の受入状況（令和2年度）

留守家庭＋希望児童	40校区
留守家庭＋希望児童の一部	8校区
留守家庭のみ	6校区

※ 児童数は、いずれも5月1日現在

### (1) 現在の実施状況

(全90施設)

	開始時間			終了時間		
	7:30	8:00	8:30	18:00	18:30	19:00
登校日	—	—	—	9施設	77施設	4施設
学校休業日	3施設	85施設	2施設	9施設	77施設	4施設

- 開館(実施)時間平成24年度から開館時間の前倒しや閉館時間の延長を実施
- 登校日の18:00以降、学校休業日の8:30以前及び18:00以降、施設ごとに1時間の範囲内で実施時間を設定
- 30分延長施設が大半(夕方19時まで開館している施設は、4施設のみ)
- 延長時間利用登録児童の割合は年々増加傾向 (H24年度 14.2% → R2年度 40.2%)
- 一方、市内保育所の時間外保育や幼稚園の時間外預かりは夕方19時までが主流 (市内保育所 72施設中 45施設(62.5%))
- 保育所で時間外保育等を利用していた保護者からは、保育所等と同様に放課後子ども総合プラン事業でも19時まで延長利用の要望

### 市の基本的な取り組み方針

放課後子ども総合プランについては、地域の実情や保護者の意向を踏まえて、実施時間の延長に努める。(第二期(R2~6年度)長野市子ども・子育て支援事業計画)

## ② 1時間延長する施設の拡大に当たっての課題と対応

### 【課題①】 担い手の確保

- 現在も延長時間帯の職員確保さえ厳しい状況の中で、各施設で延長時間の拡大に対応できるよう体制づくりが必要

### 一部施設での1時間延長の「試行」

令和3年4月から実施  
試行の中で、職員配置など課題解決に向けた検討を促進

### 【課題②】 利用料金の設定方法

- 現在の利用料の設定(条例)では、施設ごと一律に延長時間を定める仕組み
- 30分延長施設を1時間延長施設に変更した場合、30分のみ利用したい希望者も一律に料金が引き上がり、負担が増加

### 延長利用料の見直し (条例改正)

(現行) 30分延長施設 350円/月  
1時間延長施設 700円/月

「行政サービスの利用者の  
負担に関する基準」

1人30分当たりコスト **2,112円/月**  
(令和元年度決算ベース)

児童館利用者負担割合 **50%**

1人30分当たり **1,056円/月**

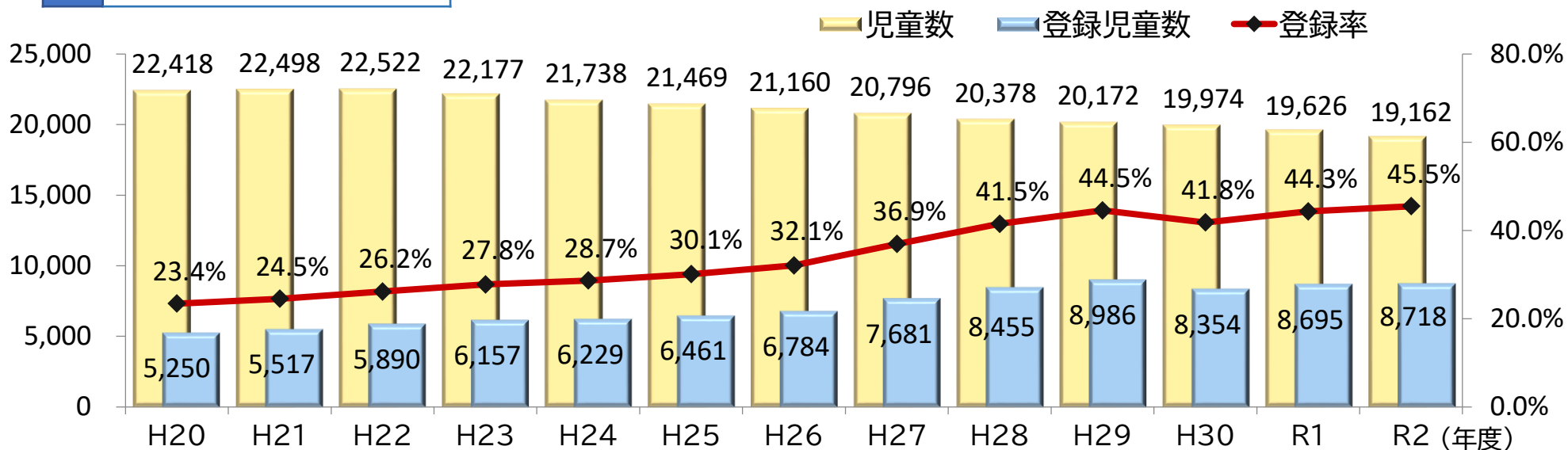
施設ごと一律での利用料の設定  
や金額の見直しについて、長野市  
社会福祉審議会に諮問

### 【課題③】 運営コストの増加

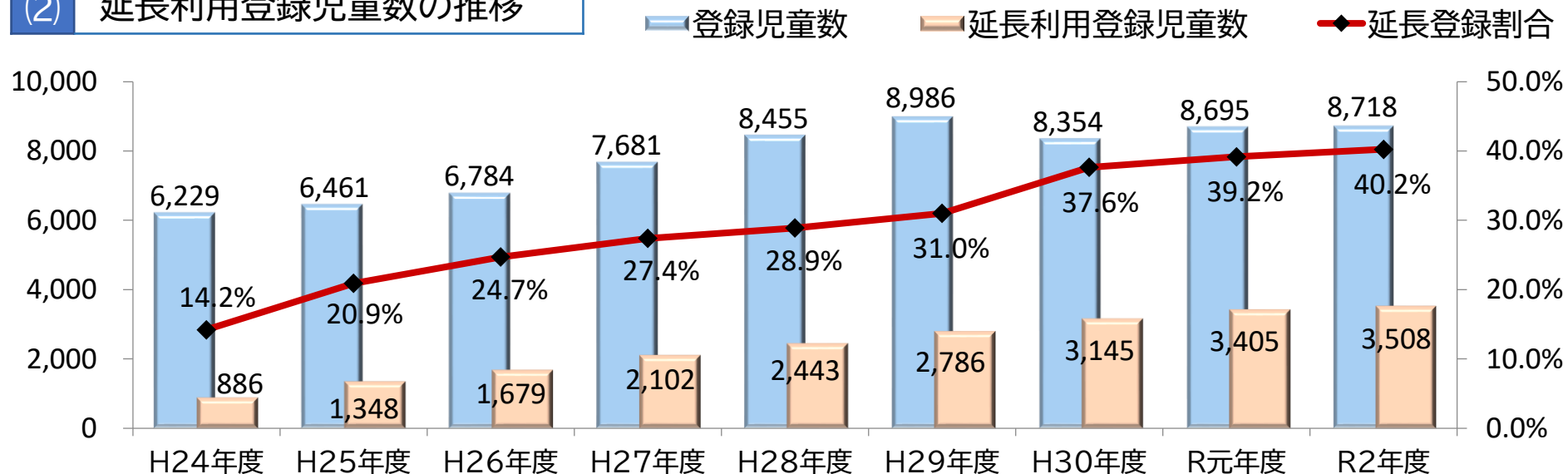
- 利用者へのアンケートでは、希望者が6%程度と通常時間帯より利用が少ないと見込み
- 職員配置基準に沿った体制を確保する必要があることから、児童1人当たりのコストがさらに高くなる可能性

### 3 放課後子ども総合プラン事業の実施状況等

#### (1) 登録児童数の推移



#### (2) 延長利用登録児童数の推移



## (3) 施設別開館時間の状況

	施設数	延長利用登録児童数		
		H30年度	R元年度	R2年度
<b>○1時間延長施設</b>	<b>4施設</b>	<b>163人</b>	<b>157人</b>	<b>168人</b>
【登校日の夕方及び休業日の朝・夕1時間延長】 南部児童センター、南部子どもプラザ、大橋児童クラブ [大岡子どもプラザ(R元年度まで)]	(3施設)	(146人) [1人]	(143人) [1人]	(151人)
【登校日の夕方及び休業日の夕方1時間延長】 稲田児童クラブ	(1施設)	(16人)	(13人)	(17人)
<b>○30分延長施設</b>	<b>84施設</b>	<b>2,982人</b>	<b>3,248人</b>	<b>3,340人</b>
【登校日の夕方及び休業日の朝・夕30分延長】	(77施設)	(2,881人)	(3,122人)	(3,218人)
【学校休業日の朝のみ30分延長】 松代花の丸児童センター、松代花の丸子どもプラザ、 豊栄児童館、青木島児童センター、青木島子どもプラザ、 七二会子どもプラザ、鬼無里子どもプラザ	(7施設)	(101人)	(126人)	(122人)
<b>○通常開館施設</b>	<b>2施設</b>	<b>0人</b>	<b>0人</b>	<b>0人</b>
芋井児童センター、大岡子どもプラザ(R2年度～)				
<b>延長利用登録児童数① 計</b>		<b>3,145人</b>	<b>3,405人</b>	<b>3,508人</b>
<b>登録児童数② 計</b>	<b>90施設</b>	<b>8,354人</b>	<b>8,695人</b>	<b>8,718人</b>
<b>延長利用率 (①/②)</b>		<b>37.6%</b>	<b>39.2%</b>	<b>40.2%</b>

## (4) 減免の適用状況（各年5月1日時点）

減免項目	減免理由	減免割合	利用料(円)	人数			
				R元年度①	R2年度②	②-①	
減免なし		—	2,000	6,267人	6,277人	10人	
減免適用	経済的事情	生活保護受給世帯	10/10	0	17人	9人	△8人
		市町村民税非課税世帯	1/2	1,000	162人	156人	△6人
		児童扶養手当受給世帯	1/2	1,000	321人	302人	△19人
		就学援助認定世帯	1/2	1,000	194人	223人	29人
		経済的事情 小計			694人	690人	△4人
	地域性	遠距離通学児童	2/5	1,200	89人	81人	△8人
	多子利用	多子2人目	1/2	1,000	1,359人	1,387人	28人
		多子3人目以降	10/10	0	95人	72人	△23人
		多子利用 小計			1,454人	1,459人	5人
	減免項目の組合せ <sup>(※)</sup>				191人	211人	20人
減免適用 合計				2,428人	2,441人	13人	
合 計				8,695人	8,718人	23人	

(※) 減免項目の組合せは、複数の減免項目に該当する場合で、減免割合を乗じて算出するもの

例) 経済的事情及び多子2人目に該当する場合 1人目1,000円 2人目500円 世帯計1,500円